

株式会社アルナ薬局

奨学金制度のしおり

明日のアルナ薬局を担う薬学生を支援します。

- ・奨学金を月額 10 万円まで、希望額を選択できます。
- ・返済は無利子、期間は貸与期間の最長 2 倍まで。
- ・条件次第では、返済が免除されます。

株式会社 アルナ薬局

〒849-1311 本部 佐賀県鹿島市大字高津原 3955-1

TEL 0954-68-0210 FAX 0954-68-0214

URL <http://www.aruna-ds.co.jp>

株式会社アルナ薬局奨学金規程

第1条（制度の目的）

この規程は、株式会社アルナ薬局（以下「当社」という。）が活動方針のもとで、当社の発展を保障する後継者を育成するために奨学金制度を定める。

第2条（名称）

この制度の名称を「株式会社アルナ薬局奨学金規程」（以下「本規程」という。）とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

第3条（奨学生の資格）

本規程の趣旨を認め、薬剤師の資格取得後、当社に勤務する意志のある者で、薬科大学または大学薬学部にて在学中の者及び入学が決定した者を対象とする。

第4条（奨学生の義務）

1. 奨学生は、薬剤師の資格取得を目的に勉学に励むこと。
2. 奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
3. 奨学生は、当社より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

第5条（申請の手続き）

本規程により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して当社に提出するものとする。

- ① 奨学金申請書（別紙様式 1）
- ② 奨学金振込口座申請書（別紙様式 3）
- ③ 本人の履歴書（写真添付）
- ④ その他当社が必要として提出を求めた書類

第6条（審査と承認）

本規程の審査と承認手続きは以下のとおりとする。

- ① 当社役員を起案者とし、定められた関係書類を代表取締役提出する。
- ② 代表取締役は本規程の適用要件にそって審査し、承認又は不承認を決定する。
- ③ 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

第7条（契約）

奨学生として承認した場合、当社と奨学生との間で奨学金貸借契約書（別紙様式 2）を締結する。

第8条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- ①貸与期間：奨学金貸与を申請した月から卒業する月までとする。ただし、留年又は薬剤師の資格を取得できなかった場合は3年間を限度として貸与期間の延長を認める。なお、休学中は貸与しない。
- ②貸与金額：奨学金は月額10万円を上限とする。
- ③貸与日：貸与日は原則として20日とし、当日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。
- ④貸与利息：なし

第9条（奨学金貸与月額の変更）

- ①奨学金貸与月額変更を希望する場合は、所定の様式にて申請する。（別紙様式5）
- ②審査と承認は第6条の規定に基づき行う。

第10条（返済）

本規程による奨学金は、貸与終了後返済しなければならない。第11条に規定する部分を除き返済方法は次のとおりとする。

- ①当社に採用された後、その月から返済を開始する。
- ②返済期間は、原則として奨学金貸与期間と同一とする。ただし、経済的事情等により返済期間の延長を申請することができる。
- ③返済期間の延長は、奨学資金貸与月数の2倍を限度とする。
- ④返済の期間や月額などは入職時に協議の上、返済計画書を確定する。

第11条（返済免除）

奨学生が卒業後直ちに当社に勤務した場合、貸与された奨学金のうち月額70,000円については、勤務月数に応じてその返済義務を免除するものとする。ただし、奨学金の貸与額が月額70,000円に満たない場合は、その額を返済免除の上限とする。

2 前項に規定する勤務月数は、奨学金貸与期間に応じ、次表によるものとする。ただし、産休、育児休業、介護休業、病気による休業期間等で給与支給のない月は、この期間に含まないものとする。なお、第8条第2項に規定する貸与期間の延長をした者の勤務月数は別に定める。

次表

奨学金貸与期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年
勤務月数	24月	36月	48月	60月	72月	72月

第12条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- ① 大学を退学した場合または卒業が不可能となった場合。
- ② 奨学金を受けた従業員が返済終了前に当社を退職した場合。
- ③ 奨学生が本規程による奨学金の貸与を辞した場合。
- ④ 定められた主旨に反する行為、著しく社会的・同義的に許されない行為を行った場合。

第13条（入職辞退）

奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当社に就職することができなかつた場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第14条（奨学金一括返済遅延時の利息）

上記第12条、第13条に該当した場合であつて、一括返済ができない事情がある場合には、上記第12条及び第13条に該当することが判明、表明された日の翌月1日から利息が発生する。その場合の利息は年利　　%とする。

第15条（資格取得できなかつた場合）

卒業（必要な課程を修了）後、薬剤師の資格を取得できなかつた場合は、1年間を限度に返済を延期することができる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、尚且つ当社への入職と就業の意志がある者のみとし、これらの意志がない場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第12条と同様の扱いとする。

第16条（特例事項等）

本規程に定めのない事案が発生した場合は、当事者間の協議を行った上で代表取締役が判断する。

（附 則）

第1条 この規程は2009年7月1日より実施する。

- 1、2012年6月1日改訂は、同日現在奨学金貸与中の者、新規の貸与者を対象とする。
- 2、2017年6月1日一部改正（第11条全文、第12条2号、その他字句の修正）
- 3、2018年4月1日一部改正（第11条及び第12条の規定並びにその他字句の修正については、新規の奨学金貸与者を対象に適用する。）

2009年7月1日施行

2012年6月1日改訂

2018年4月1日改訂

株式会社アルナ薬局